

本市では総合計画に基づき、長期的な展望に立って、子育てや教育、福祉、環境、商工業、都市整備など、様々な分野でまちづくりを進めてきました。

一方で、人口減少・少子高齢化の進行に加え、若い世代を中心に東京圏への人口流出が続いています。人口減少は地域活力を減退させる大きな要因であることから、喫緊に取り組まなければならない最重要課題と位置付け、平成26（2014）年9月に「人口減少に挑む長野市長声明」として、「定住人口の増加」、「交流人口<sup>\*</sup>の増加」、「特色ある地域づくり」を積極的に推進し、人口減少に挑み、元気と活力があふれるまちを目指す強い決意を表明しました。

また、これらの施策実現のため、人口減少対策を総合的に推進する部局横断的組織として「人口減少対策本部」を同年10月に設置するとともに、企画政策部企画課内に人口減少対策室を置き、平成27（2015）年4月には人口減少対策課に改め、組織体制を強化しました。

さらに、平成28（2016）年2月に「長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」を策定し、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までの5年間を当初の計画期間、令和2（2020）年度から令和3（2021）年度の2年間を延長期間とし、人口減少対策及び地域の活性化に取り組んできました。

国においては、平成26（2014）年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年12月に平成27（2015）年度から5年間の目標や施策の基本的方向をまとめた第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和元（2019）年12月に令和2年度を初年度とする期間5年の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の取組を進めています。

今後においては、人口減少・少子高齢化対策と地域活性化への取組は、まちづくりを進めていく上で欠かすことができないものであることから、第五次長野市総合計画後期基本計画と総合戦略を統合し、分野横断テーマ（\*16頁から18頁まで参照）として取り組んでいきます。

\* 交流人口……………観光や通勤・通学などで地域を訪れる人々のこと。

## 4 まちづくりの方向性

### (1) まちづくりの基本方針（第五次長野市総合計画 基本構想 再掲）

人口減少の推計などが表すように、時代の転換期を迎えていることから、今後は従来どおりの考え方、姿勢、手法では未来を切り開いていくことはできません。

以下の基本的な方針の下に本計画を実行し、まちの将来像の着実な実現を目指すこととします。

#### ① 市民の「幸せ」の実現

人口減少、少子・高齢化が進むとともに、価値観が多様化し行政課題が複雑になる中、地方公共団体の基本的役割である地方自治法第1条の2「住民の福祉の増進」に向け、市民個人や地域社会の「幸せ」の増進を図ることが重要です。

時代の大きな転換期である今こそ行政の基本的役割を見つめ直し、市民が真の豊かさや幸せを実感し、いきいきと生活できるまちを目指します。

#### ② 「持続可能な」まちづくりの推進

財政状況は厳しさが増すことが見込まれるため、足腰の強い財政基盤を確立し、限りある行政経営資源\*を効果的・効率的に活用し持続可能なまちを目指します。

公共施設については、市民の理解を得ながら、既存施設の複合化・多機能化を進めるとともに、最適な維持・管理や計画的な改修等により長寿命化を図るなど、有効に活用しながらサービスを提供し、将来世代が安心して暮らし続けられるよう見直しを進めます。

また、市民の意思と力を活かした市民との協働\*のまちづくりが進む中、市民や地域の力を原動力にしながら、多様な主体によるまちづくりの担い手\*と連携して持続可能なまちを目指します。

さらに、地球温暖化の防止や生物多様性\*の確保、限りある資源の有効活用など、直面する環境問題の解決に向けた取組を実施し、持続可能なまちを目指します。

#### ③ 「長野市らしさ」の発揮と「まちの活力と魅力」の創出

自然環境、交通環境等、それぞれに強みと可能性を有しており、強みを更に磨き上げるとともに、可能性を拡げながら長野市らしさを十分に発揮したまちづくりを戦略的に推進します。

また、人口の減少は、まちの活力の低下に影響するひとつの要因となることから歯止めをかけるとともに、本市特有の地域資源を活用してまちの活力と魅力の維持・創出を目指します。

\* 行政経営資源……………行政の運営に際し、必要なヒト・モノ・カネのこと。

\* 協働……………様々な人や組織が互いを理解し合い、対等な立場でそれぞれの特性や長所を発揮しながら、果たすべき役割や責任を明確にし、共通の目的の達成に向けて力を出し合うこと。

\* 多様な主体による

まちづくりの担い手……………地域コミュニティ、市民公益活動団体、民間企業などのこと。

\* 生物多様性……………遺伝子、種、生態系など、様々な生命が豊かに存在すること。

## (2) まちの将来像（第五次長野市総合計画 基本構想 再掲）

理想とする未来の長野市を具体的にイメージし、本計画の目標となる「まちの将来像」を次のように定めます。

# 幸せ実感都市 『ながの』 ～“オールながの”で未来を創造しよう～

人口減少社会、成熟社会が到来した現在、序論(\*101頁から109頁まで参照)で整理したように本市が有する強みを活用しながら、抱える課題を可能性に変え「長野市らしい魅力ある」まちとして、歩み続けていくことが必要となっています。

価値観が多様化し行政課題が複雑化していますが、住民の福祉の増進を図るとともに、本市の多様性ある構成<sup>※</sup>や成り立ち・特性を踏まえた地域づくりを進め、市全体の「幸せ」の総和の拡大を目指していくことを「幸せ実感都市」と表しています。

また、副題として市民が本市への誇りを胸に未来への希望を実感できるよう、全市を挙げてまちづくりに取り組むことを「“オールながの”で未来を創造しよう」と表現しています。

\* 多様性ある構成……地域ごとに歴史的経過や地理的状况などに違いがあること。

### (3) 本市人口の将来展望

国立社会保障・人口問題研究所\*の平成30年度推計（以下、社人研推計）に準拠すると、本市の総人口は、2060（令和42）年には、27万人を割り込むことが想定されています。これに対して、各種施策を進め、合計特殊出生率\*及び社会移動\*の状況の改善を図ることで、2016（平成28）年2月に策定した長野市人口ビジョン\*で示す「本市が目指す将来の姿」である「2060（令和42）年に人口30万人」を確保することができます。

#### 本市が目指す将来の姿（「人口ビジョン」より抜粋）

- 人口 2060（令和42）年 27.0万人（社人研推計準拠）



・合計特殊出生率	2025（令和7）年に	1.65
	2035（令和17）年に	1.84
・社会移動の状況	2025（令和7）年に	移動均衡

- 人口 2060（令和42）年 30.0万人

※ 国立社会保障・人口問題研究所……………厚生労働省の施設等機関。人口研究・社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を通じて、福祉国家に関する研究と行政を橋渡しし、国民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

※ 合計特殊出生率……………一人の女性が生涯に産むと見込まれる子どもの数。その年の15歳～49歳の女性が産んだ子どもの数を基に算出する。

※ 社会移動……………転入・転出のこと。

※ 長野市人口ビジョン……………本市における人口の現状を分析し、人口減少に関する市民との意識を共有するため、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すもの。また、まち・ひと・しごと創生に資する効果的な施策を企画立案する上で、重要な基礎となるもの。

# 5 計画の構成と期間

## (1) 計画の構成について

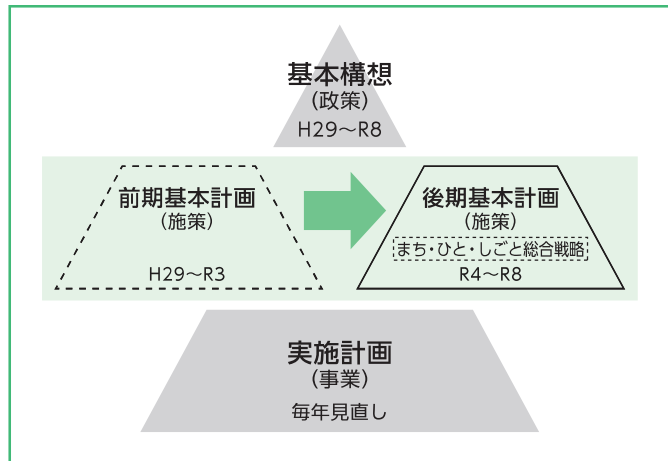
### ① 基本構想について

基本構想（平成29年3月市議会で議決）は、長期的な観点に立ち様々な情勢の変化などを見据えながら、目指すまちの将来像や目標を明らかにします。これらを実現するための施策の大綱<sup>\*</sup>を示し、令和8（2026）年度を目標としています。

### ② 基本計画について

基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像や目標を実現するために必要な手段、施策を体系的に明らかにします。

なお、後期基本計画においては、長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略と統合します。



### ③ 実施計画について

実施計画は、基本計画で定めた施策体系に基づく具体的な事業を示します。社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、毎年見直しを行います。

## (2) 計画期間

- 基本構想：10年間【平成29（2017）年度から令和8（2026）年度まで】
- 基本計画：5年間【後期は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度まで】
- 実施計画：1年間

	平成29 2017	平成30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026
基本構想	→									
基本計画	→					→				
実施計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

<sup>\*</sup> 施策の大綱………施す方策の根本的で本質的な内容のこと。